

# 第9次葛飾区交通安全計画（令和3年度～令和7年度）

## 第1部 総論

### 第1章 はじめに

#### <計画の策定趣旨>

葛飾区交通安全計画は、交通安全対策基本法に基づき、交通事故から人命を守り、区民が元気に暮らせる安全で快適な交通環境を実現するために、交通安全に実効性のある対策を重点的、計画的に推進するものです。

#### <計画の基本方針>

区民や時代のニーズを捉え、これまで実施してきた各種施策をより一層充実させ、「交通事故のない社会の実現」を目指して、以下の3点を計画の基本方針とします。

- 人優先の交通安全対策の推進
- 誰もが安全に移動できる交通環境の構築
- 責務の明確化と協働の推進による交通安全対策の推進

#### <計画の位置付け>

本区の区域における陸上交通の安全の総合的かつ効果的な推進を図るため、道路交通環境の整備・交通規制・交通安全意識の普及啓発等に関し、区及び関係機関が実施する施策を体系的に明らかにするとともに、区民に対して、交通安全に関する行動指針を示し、交通安全に関する自助、共助の取組を呼びかけます。

#### <計画の期間>

令和3年度から令和7年度までの5年間

#### <計画の目標>

令和2年の交通事故発生件数である511件以下を継続させること

#### <計画の推進>

- 区及び関係機関は、連携を図り、きめ細かな交通安全対策を推進します。
- 区民一人ひとりが交通ルールを遵守し、適切なマナーを実践するよう啓発します。
- 事業者に対しては、交通事故の防止に努めるよう要請します。

### 第3章 重視すべき視点

これまでの重点課題及び施策の方向性に、子どもの交通安全の確保等を加え、重視すべき視点として設定し、各種の交通安全施策に取り組み、交通事故を防止します。

- I 高齢者及び子どもの交通安全の確保    II 自転車の安全利用の推進    III 二輪車の安全対策の推進    IV 飲酒運転の根絶    V 「新しい日常」に対応した交通安全対策の推進

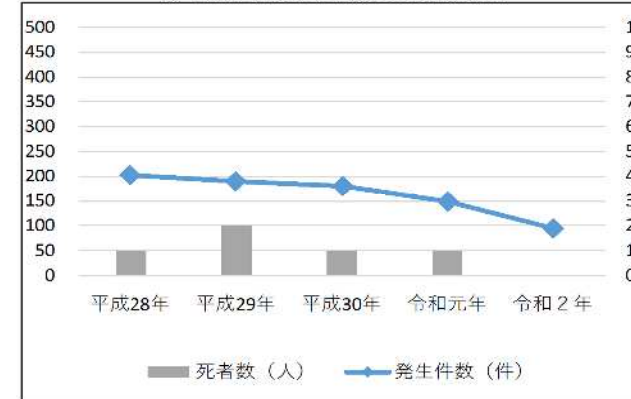
### 第2章 交通事故等の現状

【交通事故発生状況】

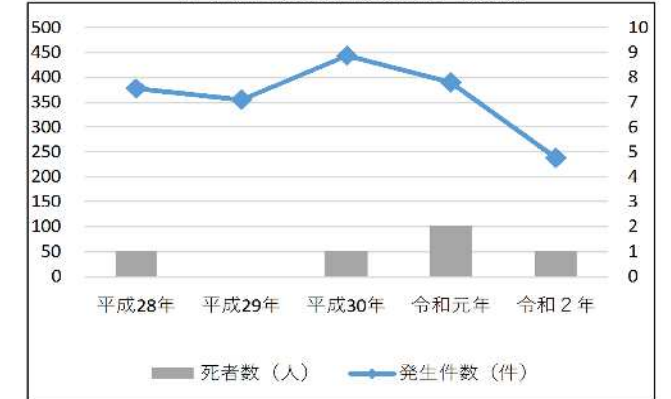
区分 年	発生 件数	死傷者数			合計
		死者	重傷者	軽傷者	
23	1,752	5	5	1,933	1,943
24	1,496	6	6	1,660	1,672
25	1,291	3	14	1,441	1,458
26	1,137	8	7	1,288	1,303
27	949	5	9	1,070	1,084
28	925	4	7	1,055	1,066
29	886	6	29	971	1,006
30	937	2	40	1,034	1,076
元	780	6	23	837	866
2	511	3	23	548	574



【二輪車関与事故の発生状況】



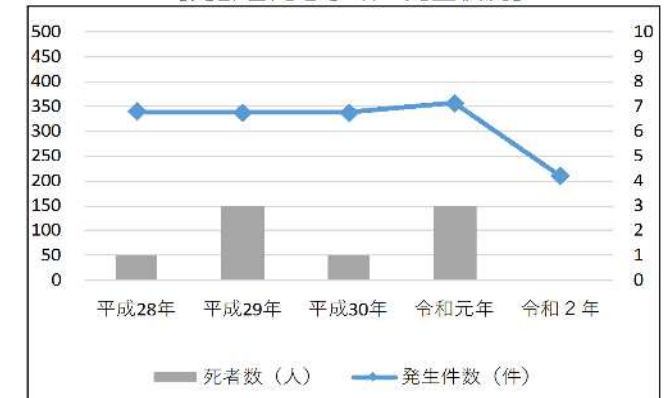
【自転車関与事故の発生状況】



【子ども関与事故の発生状況】



【高齢者関与事故の発生状況】



## 第2部 具体的な取組

### 第1章 道路交通環境の整備

道路、交通安全施設、駐車施設等の整備を推進します。また、駅、公共施設、福祉施設の周辺地区等を中心に、平坦で幅の広い歩道や案内標識等の整備、歩行者空間のバリアフリー化を進めます。

- I 道路の整備
- II 交通安全施設等の整備
- III 駐車施設の整備
- IV 自転車利用環境の整備
- V 通学路等の整備と交通安全の確保
- VI 交通規制の実施
- VII 道路利用の適正化
- VIII その他道路環境施設の整備

### 第2章 交通安全意識の啓発

ライフステージに応じた段階的かつ体系的な交通安全教育を推進します。また、家庭、学校、地域社会等における交通安全意識の高揚を図るとともに、広報啓発活動の充実・強化に努めます。

- I 生涯にわたる交通安全教育の推進
- II 地域社会における交通安全意識の高揚
- III 交通安全に関する広報活動の充実・強化

### 第3章 道路交通秩序の維持

道路交通の安全と円滑な交通を確保するため、効果的な交通指導取締りを推進するほか、駐車秩序の確立に努めます。

- I 交通指導取締りの強化
- II 駐車秩序の確立
- III 放置自転車対策

### 第4章 安全運転の確保

人命尊重の理念のもと、社会的責任に則った安全運転の確保がますます重要になってくるため、運転者教育の充実や高齢者の安全運転の確保などの施策を推進します。

- I 運転者教育の充実
- II 高齢運転者事故防止対策の推進

### 第5章 救助・救急体制の整備

交通事故に起因する救急活動は、負傷者の救命を図り、その被害を最小限に抑えることが重要なため、関係機関との協力のもとに交通事故による救助・救急体制の更なる充実を図ります。

- I 救助・救急体制の充実
- II 応急救護に関する普及啓発

### 第6章 被害者の支援

交通事故全般について区民が気軽に相談できる体制を継続し、都とも連携を図り、各種被害者救済制度の充実を図ります。また、自動車損害賠償責任保険等への加入促進、自転車利用者に対して自転車損害賠償保険への加入等を区民に周知啓発を行います。

- I 交通事故相談業務の充実
- II 児童育成手当の支給
- III 保険制度の普及啓発、加入促進

### 第7章 災害に強い交通施設等の整備及び災害時の交通安全の確保

災害に強い交通施設の整備を進めるほか、災害発生時には、緊急車両等の円滑な通行を確保するための交通規制を実施します。

- I 災害に強い交通施設の整備
- II 災害時の交通安全確保

### 第8章 踏切の交通安全

踏切道の立体交差化等の促進を図るとともに、今後も自動車運転者や歩行者に対し、安全通行の啓発活動を行い、踏切事故を予防します。

- I 踏切道の立体交差化等の促進
- II その他踏切道の安全を図るための措置

## 第3部 推進体制

### I 行政体制

交通安全対策を効果的に推進するためには、関係機関相互の連携に基づく、総合的、一体的な体制が不可欠です。計画の推進に当たっては、緊密な連携と協力により、その効果が十分発揮できるよう適正な運営に努めるとともに、今後は、区内の交通安全対策について、更に検討を深め、推進を図るため、交通安全に係る協議会の体制の見直しについて検討します。

### II 区民参加と協働

区民、事業者等との協働を推し進め、交通環境の整備や交通安全に対する意識の醸成を図り、誰もが安全に生活できるまちをつくりまします。